



SHOKOKAI NEWS

美郷町商工会

令和6年1月発行



本 所 邑智郡美郷町粕淵 400-7
TEL 75-0805 FAX 75-1326
大和支所 邑智郡美郷町都賀本郷 34-14
TEL 82-2132 FAX 82-2953
H P <http://misato.shoko-shimane.or.jp>
E-mail misatosho@shoko-shimane.or.jp



美郷町商工会 会長 上原謙二 年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

1月1日の夕方、石川県能登地方を中心とした震度7の大地震により甚大な被害が発生いたしました。この災害により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方に対し心よりお見舞いを申し上げます。

今年は十二支の辰年、十干では甲、二つ合わせると2024年の干支は「甲辰」となります。「甲」は草木などが成長していく事を表す意味があり、「辰」は草木の形が整った様子を意味しています。このことから「甲辰」には成功という芽が成長していく、姿を整えていくという意味合いがあり、これからの成長をさらに形作っていく年でもあるので、努力すれば実りやすくなっていく年ともされています。昨年5月、新型コロナが5類に移行されたことにより、3年余り続いた行動制限もなくなり、インバウンド客の増加、日経平均株価も30数年前のバブル期以来の高値を付けるなど徐々にコロナ禍前に戻りつつあります。しかしながら、景気の回復が地方まで波及してくるにはまだまだ時間がかかると思われませんが、「甲辰」の意味にあるように努力していくことが肝要です。

令和3年5月に開始された「みさと。Pay」事業も、令和4年に続き昨年8月にも美郷町の支援の下、半額キャンペーンを実施し、前年比180%増の約9,600万円強の利用があり、町内の活性化につながっています。

いくつかの課題も指摘されていますが、美郷町に無くてはならない決済手段として認知されるよう加盟店共々努力していく必要が有ると考えています。

また、令和3年より要望してきました「美郷町商業活性化賑わい創出事業」について、令和6年度より用地の買収、造成が始まります。商業施設の完成までにはまだまだ多くの課題がありますが、誰からも利用のしやすい施設の開業に向けて行政と共に取り組んで参ります。

2024年が傘下会員事業所の皆様にとって、幸多く夢かなう一年となります様、役職員一同祈念いたしますと共に、引き続き当町の商工振興に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



表彰者紹介:受賞おめでとうございます🌸

●全国連会長表彰【役員功労者】
理事 三上 一平 氏

●全国連会長表彰【女性部功労者】
理事 置名 アヤ子 氏

活動報告

～令和5年度 研修会・説明会の実施～

令和5年度 経営分析セミナーの開催

令和5年9月5日(火)に美郷町商工会館を会場として「令和5年度 経営分析セミナー」を開催しました。講師として株式会社グローバル 公認会計士の大倉宏治氏をお招きして「自社の状況を改めて考える わかりやすい経営分析！」をテーマにご講演いただき、管内事業所から多くの方にご参加いただきました。講演の中では実際に演習問題を通して各指標を用いた損益分岐点を計算する方法などの実演と今年10月から開始されるインボイス制度や電子帳簿保存法についてもご解説いただきました。特にインボイス制度については参加者の皆様からの関心度が高く、質問が飛び交っていました。本セミナー内容が今後の事業運営に少しでも役立てていただければと思います。

令和5年度 DX セミナーの開催

令和5年10月11日(水)に「令和5年度 DX セミナー」を開催しました。本セミナーでは IT コーディネータの多々納健一氏を講師としてお招きして「DX って何？デジタル化で仕事が変わる！」を題材にご講演いただきました。社会のデジタル化の動きが活発化している昨今、DXという言葉だけが先行し、実際にどのように自社でDX 推進すればよいのかわからないというのが課題となっています。セミナーの中では、DX でいったい何がかわるのか？何から始めればいいのか？についてご解説いただきました。参加者の皆様にとっては最新のデジタル技術とその活用例に触れることができ、今後自社でどのように活用すればよいのかヒントになったのではないのでしょうか。美郷町商工会では今後も管内企業のDX 化の手助けとなるよう支援を行ってまいりますので、お悩みをお持ちの事業所は是非商工会までご相談ください。

ドローン国家資格制度説明会の開催

令和5年11月13日(月)にドローン国家資格制度説明会を開催しました。講師としてJULC(日本無人航空機免許センター)登録講習機関管理責任者の皆川正昭氏と広島県でドローン関連事業を展開し、育成を行っている株式会社 hitolight の担当者の方をお招きし、ドローン国家資格制度について詳しくご解説いただきました。ドローンの国家資格が認定されたことにより、機体認証制度が義務化されるなど今後の運用については規則が厳格化されることが予想されます。本セミナーの中では誤った運用により厳罰に処された企業の実例が紹介され、参加者の皆様も真剣に聞き入っていました。また、国家資格取得の際に活用できる「人材開発支援助成金」についても説明があり、早速助成金を活用して国家資格取得に動く事業者の方も多数ありました。



～ 令和5年度青年部・女性部の活動 ～

4年ぶりの「美郷夏まつり花火大会」の開催！！

令和5年7月22日(土)に第15回美郷夏まつり花火大会を開催しました。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされておりましたが、地元住民から開催を待ち望んでいる声も多く、今年は4年ぶりの復活となりました。会場では地元の子供イベントやバリマス村交流30周年を記念したバリ舞踊とガムラン演奏、ベリーダンスや石見神楽、豪華景品が当たる大抽選会などの催しにより、町内外から過去最多となるご来場があり大盛況となりました。



決算・確定申告の準備はお早めに！

確定申告期間 ⇒ 2月16日(金)～3月15日(金)
 消費税申告期間 ⇒ 4月1日(月)まで



本年の派遣税理士は・・・

本所・大和支所 迫田 悦三 税理士 (邑南町) です。よろしくお願いいたします

申告に

必要な書類

- ア. 決算書、年金通知書、源泉徴収票、売買契約書、保険満期通知などの所得の額が分かる書類。
- イ. 国民健康保険、国民年金等の証明書。
- ウ. 生命保険控除証明書、損害保険控除証明書、医療費控除書類(領収書等)住宅控除書類、小規模企業共済掛金の証明書。
- エ. 税務署から送付されたハガキ。

商工会では決算申告にあたってのお願いのハガキを送らせて頂きます。期限内申告及び適正な決算を行うために書類を整えて、ハガキに記載された期日までに商工会にご持参ください。何卒ご協力頂きますようお願いいたします。



小規模企業共済

国が小規模企業経営者の皆様のために作った「退職金制度」です。

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金を予め準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



商工貯蓄共済

「商工貯蓄共済」は貯蓄・融資・保障が三位一体となった**商工会員(家族・従業員を含む)のための制度**です。

貯蓄

毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、**知らず知らずのうちに資金が積み立てられ、自己資本の充実が図られます。**

保障

掛金の一部が**割安な保険料**に充てられ、万一の場合、保険金をお受け取りになることができ、ご家族も安心です。

融資

一定の条件のもとに**低利な事業資金のあっせん**が受けられ、企業の資金繰りが安定します。

【掛 金】1口2,000円/月

【保険期間】10年間

【死亡保険】1口につき100万円

★ 島根県の経済動向(R5年10月分)・・・令和6年1月10日調査

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。

生産活動は持ち直しの兆しがみられる。雇用情勢は一部に弱い動きがみられるものの、改善の動きが続いている。個人消費は一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。投資活動は一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きがみられる。

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
持ち直しの兆し	一部に弱い動きながら改善の動き	一部に弱い動きながら持ち直しの動き	一部に弱い動きながら持ち直しの動き	倒産件数 7件	貸出金対前年 1.5%増	対前年 3.6%上昇

知って得する商工会の3大おすすめ制度!!

① マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

また、融資窓口が商工会の為、スピーディーな対応が可能です。

R6年1/4時点の年利は年利1.20%と低く、運転資金や設備の購入・店舗の改装など様々な用途でご活用いただけます。

② 各種補助金の利用

商工会では各種補助金のご利用について計画策定等のお手伝いをしています。

各地方の県商工会連合会及び商工会が事務局である「持続化補助金」や美郷町独自の補助金である「美郷町商工業等支援事業補助金」を初めとした各種補助金の申請実績もあります。

設備投資や販促事業を行われる際は一度商工会へご相談ください!!

③ 各種専門家派遣制度

商工会には様々な事業用の専門家派遣制度があり、基本的に無料でご活用いただけます。

例えば『社内労働規約を見直したい⇒社会保険労務士を派遣』や『店舗の陳列やレイアウトを見直したい⇒デザイナーやコンサルタントを派遣』といったもので、利用する制度によって1回～5回の派遣が可能です。※各制度は予算がなくなり次第終了します。

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根*創生
SHIMANE SOUSEI



事業者の
皆様へ

出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入]
上限20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和5年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度
(対象)18才までの子どもがいる労働者(実績)対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象)3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者(実績)対象者1名が合計20日間利用

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合 **20万円/人** 左記以外の常勤労働者50人未満の事業所 **10万円/人**

主な要件
・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上 **40万円/人** 育児休業3か月以上17か月未満 **20万円/人** 育児休業3か月未満または産休のみ **10万円/人**

主な要件
・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください
島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651
島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

